

支給申請時の提出書類チェックリスト（労働時間短縮・年休促進支援コース）

申請期限：事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日 または 令和8年2月6日（金）のいずれか早い日まで（必着）

注意！審査には下記の書類が必要です。

<提出書類>

2025.4

1	☐ 支給申請書 ＜資料 A＞ 他の補助金等の助成内容が確認できる資料	☐ 様式第10号 【令和7年度に国や地方公共団体の他の補助金の申請・受給をしている場合】 ☐ 申請書、交付決定通知書等の写し
2	☐ 事業実施結果報告書	☐ 様式第11号 ☐ 同(統紙1) ☐ 同(統紙2) ☐ 同(統紙3) ☐ 同(統紙4) 【賃上げ加算を選択している場合】 ☐ 様式第11号(統紙5)
3	実施体制の整備のための措置に関する書類 ※全ての指定対象事業場分が必要	＜資料1＞ 労働時間等設定改善委員会の設置等 労使の話し合いの機会の整備 ＜資料2＞ 労働時間等に関する苦情、意見、要望等を受け付けるための担当者の選任 ＜資料3＞ 労働者に対する事業実施計画の周知 ☐ 議事録の写し（会議名称、日時（何時から何時まで）、実施場所、出席者(役職名入り)、議事内容） ☐ 話し合いを行った際の写真 ☐ 周知文書の写し ☐ 【事業場に掲示し周知した場合】掲示状況がわかる写真 ☐ 【文書交付・回覧で周知した場合】労働者全員の署名または押印があるもの ☐ 周知文書の写し（様式第1号別添・同統紙・同別紙の内容が記載されているもの） ☐ 【事業場に掲示し周知した場合】掲示状況がわかる写真 ☐ 【文書交付・回覧で周知した場合】労働者全員の署名または押印があるもの
4	＜資料4＞ 費用の支出に関する証拠書類	☐ 預金通帳及び銀行振込受領書の写し（ウェブ通帳の場合は入出金明細及び振込記録等の写し） →振込日、振込先、振込金額、振込手数料がわかる資料 ☐ 請求書(振込先、支払い内容等がわかるもの)の写し、領収書の写し等
5	＜資料5＞ 支給対象の事業の実施に関する証拠書類	☐ ①労務管理担当者に対する研修 ☐ ②労働者に対する研修、周知・啓発 ☐ ③外部専門家によるコンサルティング ☐ ④就業規則・労使協定等の作成・変更 ☐ ⑤人材確保に向けた取組 ☐ ⑥労務管理用ソフトウェアの導入・更新 ☐ ⑦労務管理用機器の導入・更新 ☐ ⑧デジタル式運行記録計の導入・更新 ☐ ⑨労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新 ☐ 実施日時(時間数を含む)、実施場所、実施者、被実施者、実施内容が明らかとなる書類（研修次第、研修出席者名簿、研修テキスト等） ☐ 被実施者全員のアンケート結果の写し（理解度を測るものに限り）※記名があるもの ☐ 実施した際の写真 ☐ 実施日時(時間数を含む)、実施場所、実施者、被実施者、実施内容が明らかとなる書類（コンサルティング結果報告書等） ☐ 実施した際の写真 ☐ コンサルティングを受けた結果取り組んだ改善措置の実施内容が明らかとなる書類 ☐ 交付決定後に作成・変更された就業規則・労使協定等の写し ☐ 労働者に周知したことが確認できる資料（監督署の受付印があるもの、または周知申立書[申請マニュアルの例示様式]） ☐ 掲載した求人広告等の写し、企業説明会出席状況がわかる資料、採用ホームページの写し等 ☐ 発注日、掲載期間等、取組実施日が確認できる書類（契約書、発注書、納品書、作業報告書等） ☐ 発注日が確認できる書類（契約書・発注書等） ☐ 納品日が確認できる書類（納品書、車両の場合は車検証及び自動車検査証記録事項） ☐ 導入物の写真（設置状況がわかる遠景写真及び銘板等型番がわかる近景写真） ☐ 導入したソフトウェア・機器等を使用して出力した帳票類、ログイン後のスクリーンショット、契約書等
6	＜資料6＞ 成果目標の達成状況に関する証拠書類 ※全ての指定対象事業場分が必要	☐ ①時間外労働の上限設定 ☐ ②年休の計画的付与制度の導入 ☐ ③時間単位年休及び特別休暇の導入 ☐ ④賃金引上げを実施した場合 ☐ 交付申請後、事業実施予定期間の終了日までに締結し、監督署へ届出した36協定書の写し ☐ 交付申請後、事業実施予定期間の終了日までに施行し、監督署へ届出した就業規則の写し 【労働者10人未満で、監督署へ届出していない事業場の場合】 ☐ 周知申立書[申請マニュアルの例示様式] ☐ 交付申請後、事業実施予定期間の終了日までに締結された労使協定の写し ☐ 対象労働者全員分の賃金台帳の写し（交付申請時に提出分より後から支給申請書提出までの支払い済み期間分） ☐ 労基法で定める、労働日数や労働時間数等の法定記載事項が記載されているもの ☐ 交付申請後、事業実施予定期間の終了日までに施行し、監督署へ届出している就業規則（賃金規定）の写し（施行日と賃金引上げ日が一致していること） 【労働者10人未満で、監督署へ届出していない事業場の場合】 ☐ 周知申立書[申請マニュアルの例示様式] 【月給者の場合、時間換算額が算定できるもの】 ☐ 月平均所定労働時間が確認できる資料（労働条件通知書、年間勤務カレンダー等） ☐ 時間換算額を算出した計算式を記したものの

<留意事項>

- ・労働局職員が事業場へ訪問し、審査に必要な調査等を行う場合があります。
 - ・原則として、提出された書類により審査を行います。不正受給防止の観点から、一度提出された書類について、事業主の都合などによる差し替えや訂正を行うことはできません。
 - ・追加的に書類を求めることや、書類の補正を求めることがあります。
 - ・交付決定後、事業の内容を変更したい場合は、変更したい内容を実施する前に「事業実施計画変更申請書(様式第4号)」等の提出が必要です。
 - ・事業が交付決定時に定めた事業実施予定期間内に完了しない見込みの場合は、事前に「事業完了予定期日変更報告書(様式第8号)」の提出が必要です。
- ※令和7年度の事業実施の最終期日は令和8年1月30日迄です。

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15F
兵庫労働局 雇用環境・均等部 企画課
TEL：078-367-0700/FAX：078-367-9050
E-mail：hyogo-kikaku@mhlw.go.jp

※メールは追加資料の受信専用です。申請や質問はできません。
※件名に助成金名、申請事業者名を入れてください。